

新潟県まちなみネットワーク規約

第1条(名称)

本会は、「新潟県まちなみネットワーク」と称する。

第2条(目的)

新潟県内の“まちなみ”や歴史的建造物に関わる人たちがネットワークを持ち、相互学習、情報交換を行い、協力し合うことで新しい更なる前進を図り、さらに全体の取り組みとして動くことで全国レベルの話題に発展させることを目的とする。

第3条(事業)

ネットワーク内の連携、シンポジウムの開催、情報発信などの取り組みを行う。
2. 第2条の目的を追求するための取り組みを行う。

第4条(会員)

会員は、本会の趣旨に賛同する個人、団体とする。

第5条(加入及び脱退)

本会の加入及び脱退については、事務局に届け出て役員の承認を得なければならない。

第6条(役員)

本会に次の役員を置く
会 長：1名 副会長：若干名 幹 事：若干名

第7条(役員選出並びに任期)

役員は、総会で選任する。
2. 任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第8条(役員の任務)

役員の任務は次の通りとする。
① 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
② 副会長は、会長を補佐する。
③ 幹事は、会務運営について審議決定する。

第9条(会議)

本会の会議は必要に応じて会長が招集をかけ開催するものとする。

第10条(総会の審議事項)

次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。総会の議決については出席者の過半数を持って成立する。
① 規約の変更
② 事業計画
③ 役員の選出
④ 本会の解散

第11条(役員の審議事項)

役員会は次の事項を審議決定する。
① 総会に提出すべき議案
② 本会の運営に関する事項
③ その他会長が必要と認めた事項

第12条(事務局)

別途定める。

第13条(経費及び会費)

別途定める。

第13条(事業年度)

本会の事業は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。但し、平成18年度は平成18年10月28日から平成19年3月31日までとする。

付則

1. 本規約は、平成18年10月28日より施行する。本規約は、平成30年6月10日より施行する。